

連結納税制度

連結納税制度とは、親法人とその親法人と完全支配関係にあるすべての子法人で構成されるグループを一つの納税単位として、親法人がそのグループの所得の金額等を一つの申告書に記載して法人税の申告・納税を行う制度です。

連結納税制度は、平成15年3月31日以後に終了する事業年度から適用が開始されましたが、平成16年3月31日までに開始する各連結事業年度については、いわゆる連結付加税として2%の税率が上乘せされていました。この連結付加税が、平成16年度の税制改正において廃止されました。

制度ができた当初は、多くの会社で単体納税との比較で有利不利の判定が行われましたが、当時は欠損を抱えている会社が多く、メリット以上に連結付加税の負担が重く、適用の足かせになっていました。

今後は、従来とは異なる視点で適用するメリットがあるかどうかの判断を行うことが必要になります。

1. 適用実績

連結納税制度は、平成14年度から導入されましたが、適用実績が、平成15年10月に国税庁から以下の様に公表されています。

連結納税に係る承認申請書の提出状況

	申請件数	
	親法人数	子法人数
平成15年6月末累計	304件	3,789法人
平成15年9月末累計	384件	4,712法人

連結納税に係る申告状況

平成15年3月31日決算期分		
申告件数	件	134
黒字申告割合	%	13.4
申告所得金額	億円	325
黒字申告1件あたり所得金額	百万円	1,803
申告欠損金額	億円	27,128
赤字申告1件あたり欠損金額	百万円	23,387

2. 各制度の連結の範囲

連結納税制度における連結グループの範囲は、国内の連結親法人と完全支配関係にある子法人とされています。すなわち、発行済株式又は出資の全部を親法人が直接または間接に有している法人のみが、連結子法人とされます。

連結財務諸表における連結の範囲は、いわゆる支配力基準により判断されます。すなわち、当該会社が連

結の範囲に含まれるかどうかは、議決権の過半数を所有されているかだけでなく、親会社の支配が及んでいるかどうかで判断されます。

連結計算書類における連結の範囲は、連結財務諸表と同一の範囲になります。なお、連結計算書類制度は、平成14年の商法特例法の改正により新設された制度であり、平成16年4月決算の会社から適用が開始されます。また、連結計算書類の作成が義務付けられるのは商法特例法上の大会社で有価証券報告書を提出している会社です。

上記のように連結納税における適用範囲は、他の制度の範囲と異なりますので、利益(所得)予想など連結純利益とは別に算定する必要があり注意が必要です。

3. 単体課税との有利不利

平成16年度の税制改正において、連結付加税が廃止されましたが、一方で法人税の単体課税においては、欠損金の繰越期間が5年から7年に延長されました。連結納税制度の適用を開始した場合には、原則として、連結子法人に残っている繰越欠損金は全て切り捨てになります。

よって、連結子法人となる予定の会社に多額の欠損金がある場合には、連結親法人と適格合併等を行い連結欠損金として利用する、あるいは完全支配関係からはずし単体納税として7年間の繰越期間を利用するといったことも対策として考えられます。

4. その他連結納税を適用するにあたっての注意事項 含み損益

連結納税を適用することとなる子法人は、連結開始直前事業年度終了の時に有する時価評価資産の評価損益は、当該事業年度の益金または損金に算入されます。

税率

適用される税率は連結親法人の区分に応じ決まります。すなわち、連結親法人の資本金又は出資金が1億円以下であれば、軽減税率が適用されます。

地方税

地方税については、従来どおり単体納税となります。

連結確定申告書の提出期限

提出期限は原則的には連結事業年度終了の日の翌日から2月以内ですが、特例の適用を受けた場合は、連結事業年度終了の日の翌日から4月以内になります。

(担当 田中 陽)